

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）

一 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。